

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の 早期施行を求める意見書

我が国では、これまで障害者基本法第4条において、障がい者に対する「差別の禁止」が規定されているものの、行政機関や民間事業者等による差別的取扱いの禁止行為や差別解消のための具体的な対応など、同規定の実効性を確保する措置等を定めた法律が制定されていませんでした。

また、平成18年に国連総会において「障害者の権利に関する条約（仮称）」が採択され、現在、約130カ国が条約の批准を終えています。我が国は同条約との法的整合性を担保する法制度の整備が十分ではないため、同条約を批准できない状況が続いていました。

このような状況の中、今国会で成立した、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）は、障害者基本法第4条の規定を具体化するもので、多くの障がい者や関係者から早期施行が求められているものであります。

また、同法の施行により、我が国の障害者の権利に関する条約の批准のための環境が整うことにもなります。

よって、国におかれては、下記の事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を早期に施行することにより、雇用、教育、公共交通、医療、役務の提供など、あらゆる分野における障がい者の権利利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障がい者が社会参加するための環境整備を一層進めること。
- 2 本法制定後、政府全体の方針として定める「障害者の差別の解消の推進に関する基本方針」並びに行政機関や地方公共団体等が定める「職員のための要領」及び各事業分野を所管する主務大臣が定める「事業者のための指針（ガイドライン）」の制定に当たっては、障がい者や関係事業者等の意見が最大限尊重され、十分に反映したものとすること。
- 3 さらに、障がい者が差別により制限された権利を速やかに回復できるよう、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含め、相談及び紛争防止・解決のための体制の整備・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月24日

上田市議会議長 尾 島 勝